

千葉市被保護者就労準備支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条に規定する被保護者に対する就労準備支援事業（以下「事業」という。）の円滑な実施のため、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業の目的は、被保護者のうち就労阻害要因がない稼働年齢層にある者に対し、求職活動が長期化する中で就労への意欲を失ってしまう者、一般的な求職活動による就労が困難な者、日常生活・社会生活の自立が困難な者に対して、就労体験、農業体験、ボランティア活動等の社会体験の機会を提供することにより、就労意欲を喚起するとともに社会参加意識の向上を図り、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を段階的支援により計画的に行い、経済的自立に繋げることとする。

(事業の実施)

第3条 事業の実施主体は、千葉市とする。

2 千葉市は、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施するため、株式会社、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他千葉市が適当と認める民間団体（以下、「受託者」という。）に業務を委託して実施するものとする。

(支援対象者)

第4条 事業の対象者（以下「支援対象者」という。）は、被保護者のうち就労阻害要因がない稼働年齢層にある者のうち就労を希望しているが就職に結びつかない者、就職活動が長期化し、働くことへの意欲を失ってしまう者等、一般的な求職活動による就労が困難と思われる者とする。

(支援検討会)

第5条 各保健福祉センター社会援護課（中央保健福祉センター及び若葉保健福祉センターにおいては社会援護第一課及び第二課をいい、以下「各社会援護課」という。）は、支援対象者の決定及び進捗管理を行う会議（以下「支援検討会」という。）を設置し、支援対象者の決定及び事業の進捗管理等を行う。

- 2 支援検討会の構成員は、各社会援護課長、課長補佐、査察指導員、地区担当員及び体験支援担当員とする。
- 3 各社会援護課は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて、受入先開拓担当員、千

葉市被保護者就労支援事業の就労支援員、雇用開拓員その他の関係者の参加を求めることができる。

(事業期間及び支援期間)

第6条 事業の期間（以下「事業期間」という。）は、1年間とする。

- 2 事業期間のうち個々の支援対象者に対する就職のための期間（以下「支援期間」という。）は、原則として6か月間とする。
- 3 支援期間は、支援検討会の評価・判断により、最長3か月間の延長をすることができる。さらにその延長期間経過時点で引き続き支援することによって、いずれかの自立（日常的・社会的・経済的自立）が見込まれると支援検討会が評価・判断したときは、1年間を超えない期間で延長をすることができる。

(事業の業務分担)

第7条 事業の業務分担は、次のとおりとする。

- (1) 千葉市保健福祉局保護課（以下「保護課」という。）
 - ア 事業に係る受託者との契約、関係機関との協議及び全体調整を行う。
 - イ 事業に係る各社会援護課との調整を行う。
 - ウ 事業の実施状況や目標の達成状況に関する評価、検証及び見直しを行う。
- (2) 各社会援護課
 - ア 支援対象者の選定及び支援対象者への説明を行う。
 - イ 支援対象者の選定に際し、「被保護者就労支援事業及び被保護者就労準備支援事業実施手順」に定める様式（以下「所定の様式」という。）の作成を行う。
 - ウ 支援対象者に関することについて受託者及び関係機関との個別調整を行う。
 - エ 支援対象者の就労準備活動状況及び状態の確認を行う。
 - オ 支援期間中及び支援終了後、必要に応じて支援対象者への指導、助言等を行う。
 - カ 支援期間中及び支援終了後、支援対象者に対する支援状況等について保護課の求めに応じて、隨時、状況報告を行う。
- (3) 受託者
 - ア 事業の目的を達成するための事業計画の作成を行う。
 - イ 体験支援担当員を配置し、支援対象者の就労意欲の喚起や一般就労に向けての基礎能力の形成を段階的に行うための支援及びコーディネイト（協力事業所、協力団体での就労準備活動を行うにあたっての調整等）を行う。
 - ウ 受入先開拓担当員を配置し、事業計画に沿った受け入れ先の開拓を行う。ただし、他の事業において協力事業所、協力団体等の受け入れ先の開拓を行う者を配置しているときは、その者と兼任することができる。
 - オ 支援対象者ごとに個別の支援内容を検討し、支援内容の決定や具体的支援を行い、

支援の実施内容等を所定の様式により作成する。

カ 支援状況について、支援対象者ごとに所定の様式により各社会援護課に報告する。

キ 保護課に対して毎月定期的に状況報告を行う。また、保護課の求めに応じて、隨時状況報告を行う。

ク 支援終了後、各社会援護課に所定の様式により支援結果の報告を行う。

(実施方法)

第8条 受託者は、仕様書及び「被保護者就労支援事業及び被保護者就労準備支援事業実施手順」により事業を実施するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 各社会援護課は、支援対象者の個人情報を受託者等へ提供することについて、所定の様式により、あらかじめ支援対象者の同意を得なければならない。

2 受託者及びその従事者は、事業の実施にあたって知り得た支援対象者及びその関係者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定されているところにより適正な取扱いに留意するとともに他に漏らしてはならない。事業終了後も同様とする。

附 則

1 この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

2 千葉市農業等就労・社会体験支援及び就労準備支援事業実施要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。